

労務費等が記載されていない工事費内訳書の取扱いについて

入札における工事費（委託費）内訳書取扱要領附則において規定している取扱いについては、次によるものとする。

1 確認対象

低入札価格調査制度適用工事の落札者又は落札候補者の工事費内訳書

2 確認範囲

材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、安全衛生経費、建設業退職金共済掛金、（以下、「労務費等」という。）の項目が記載されているか。

労務費等の各項目に対応する金額が記載されているか。なお、材料費、労務費、安全衛生経費、建設業退職金共済掛金については、金額欄に「0」、「-」、「算出不能」「計上不可」「一部のみ計上」等の算出結果が分かる記載があれば可とする。

3 労務費等の記載漏れがあった場合の対応

事後審査時に、労務費等が明示された工事費内訳書の提出（再提出）を依頼するとともに、口頭指導を行うものとする。

4 口頭指導例

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改正により、労務費等の明示が義務付けられましたが、貴社から提出された工事費内訳書には労務費等の記載がありませんでしたので、速やかに労務費等を明示した工事費内訳書を再提出願います。

今後は、同様な誤りがないよう、注意してください。

5 適用

令和8年4月1日以降に入札公告又は入札通知するものから適用する。